

東京高等裁判所 御中

2025年6月15日

意見書

現行の宗教法人解散命令手続きの違憲性

慶應義塾大学名誉教授 小林節



- 1 人間の社会には宗教が必ず存在する
- 2 人間は政治的動物である
- 3 政治と宗教の本質的な矛盾
- 4 政教分離の必要性
- 5 優越的人権としての信教の自由と厳格な違憲審査基準
- 6 宗教活動における「結社」の重要性
- 7 宗教法人に対する免税の意義
- 8 宗教法人解散命令手続きは「厳格審査」であるべきだ
- 9 宗教法人法 81 条 1 項 7 項に定める手続きは違憲である
 - 法令違憲と適用違憲
 - 憲法 31 条に違反
 - 国際人権規約と憲法 98 条 2 項に違反
 - 憲法 32 条と 82 条に違反
 - 「裁判」の意味と非訟事件
 - 実際に起きた弊害と法の支配
- 10 総括

1 人間の社会には宗教が必ず存在する

「これまで知られている人間の社会において、宗教が存在しないところはない」(E. Durkheim, *Les Forms Elementaire de la Vie Religions*, 1925, p.33.)と言われるように人間と宗教は不可分である。

人類は、他の生物と異なり知性を持っているために、この世で生起する現象の中に因果関係を発見し、それを活用して文明を向上させてきた。同時に、この世には依然として不明なことも多く、それ故に知性を持った人間は己れの不完全性を認識して、その対極にある完全で絶対的な存在を求める思いが生まれる。加えて、人類には他の生物と異なり倫理性つまり良心も備わっているために、不道德だと知りつつも自己利益を過剰に追

求してしまうことのある己れの本性に対する反省が生じ、絶対的な善の主体への憧れが生じる。これがまさに宗教の世界である。そして、宗教はそれを信じる者に人生に対する確信と意義を与えてくれる。

そういう意味で、フォイエルバッハも指摘しているように「宗教は、人間の幸福を求める本能の所産にほかならない。」(岸本英夫『宗教学』Ⅲ頁)

2 人間は政治的動物である

他方、人間の生活において、政治も不可欠である。

人間は、日々、己れの欲望を充足しながら生きているが、社会が私たちに与えてくれる利益には限りがある。しかし、私たち一人一人の欲望は無限で、しかも、人間は倫理的であると同時に不道德な存在でもある。だから、人類は、国家と法という仕組みを考案して、それにより国民相互間の利害の調整を行い、全体として最大多数の最大幸福を目指す「政治」を行うことになっている。

正に、かつてアリストテレスが指摘したように「人間は政治的存在である。」(田中美知太郎編『世界の名著 8 アリストテレス』68 - 69 頁)

3 政治と宗教の本質的な矛盾

このように、いずれも人間にとって不可避な宗教と政治が、人間の日常生活の中で必然的に遭遇することになる。

しかし、ここで重要な点は、その政治と宗教が本質的に相容れないという事実である。つまり、政治は本来的に利害の「調整」であり、そこには「絶対的な善」など存在していない。ところが、宗教は特定の絶対的な善の存在を前提としている。

だから、歴史的経験が示しているように、(See, e.g., *Everson v. Bd. of Ed. of Township of Ewing*, 330 U.S.1,8-13(1947),etc.) 政治と宗教が「癒着」した場合には、悲劇が起こる。つまり、宗教と一体化して、「絶対的な善を確実に指向している」と主張できるようになる政治権力者は、もはや、民衆が「多数決で選択する相対的な善」になど従う理由がなくなる。そこで、政治権力者による民意の無視が始まり、専制に至る。また、宗教の側も、本来的に客観的な証明が不可能な領域を扱っているものなので、本来は信者の誠実な行いと教義の説得力のみで布教すべきものであるが (See, *Giannella, Religious Liberty, Noneestablishment, and Doctrinal Development: Part II . The Nonestablishment Principale*, Harv. L. Rev. 513(1963))、宗教が国家権力と癒着してしまった場合には、安易に国家権力の「威を借りて」布教をするようになりかねない。それは人間的には自然なことではあるが、それではもはや宗教ではなく政治である。

このように、政治と宗教が癒着して双方が「墮落」を許し合った状態では、そこには民主政治も信教の自由もなくなってしまう。

4 政教分離の必要性

そこで、政治権力と宗教の間に、合理的な距離を置く、つまり両者の関係に相当な「けじめ」をつける必要が生じる。その基準として、歴史的な人権闘争を経て導き出された知恵が、政教分離の原則である。

これについては、ヨーロッパにおける失敗にもかかわらず、さらにイギリスにおける政教癒着がもたらした異端徒弾圧から逃れてきた清教徒たちが建国したアメリカにおいて、200年以上に渡る試行錯誤を経て確立された憲法原則が自由民主主義諸国の参考になっている。いわゆるレモン・テスト（レモン基準：Lemon v. Kurtzman, 403 U.S. 602(1971)）である。

それは、政治権力と宗教が接触した（例えば、政府が特定の宗派を公式に利用する、又は、公的に特定宗派を禁止する等の）場合に、その「目的」あるいは「効果」のいずれかに、その宗教を「助長」あるいは「弾圧」するものがあれば違憲だとする判断基準である。

これは要するに、政治権力と宗教がそれぞれに則を守り、「宗教活動に対する公権力の中立性を維持すべき」という憲法上の要請である。

とは言え、たとえそれが宗教的信条に由来する行為だとしても「国法により犯罪とされている行為だけは国家により免責され得ない」ことは、不動の前提である（Reynolds v. United States, 98 U.S. 145 (1878), etc.）。ということは、それが犯罪でない限り、宗教活動に対して政治権力は介入しないという政教分離という憲法原則が適用されることになる。

5 優越的人権としての信教の自由と厳格な違憲審査基準

上述のように、信教の自由を主張しようとも（例えば重婚のような）犯罪だけは許されないのであるが、合衆国最高裁判所は、それが真摯な宗教上の主張である場合には、信教の自由を人権体系上の「優越的人権」として扱ってきた。

例えばエホバの証人に対する国家への忠誠宣誓の強制の合憲性が争われた W. Virg. State Bd. of Ed. 事件に対する 1943 年の最高裁判決は、礼拝の自由を、単なる「合理性」といった貧弱な根拠によって制約してはいけない、信教の自由は、「国家が合理的に保護できる『公益に対する重大かつ緊急の危険を除去するため』だけにしか制約を受けない」とした（West Virginia Board of Education v. Barnett, 319 U.S. 624(1943) at 639.）。以来、この立場を、合衆国最高裁は一貫して踏襲している。つまり、「『至高の公益を脅かす重大な権利濫用』だけが信教の自由の制約を許す。」（Sherbert v. Verner, 374 U.S. 398 (1963)）。「国は、それが、『非常に重大な公益』を実現するための、『最も弾圧的でない手段』であるということを証明することにより、その信教の自由に対する権力による侵害を正当化することができる。」（Thomas v. Review Board of the Indiana Employment Security Division, 450 U.S. 707 (1981)）。「『最高の公益』で、さらに、『そ

の方法によらなければ実現しない公益のみ』が、正当な信教の自由の主張を否定できる。」(Wisconsin v. Yoder, 406 U.S. 205 (1972))。「信教の自由を制約するには、その『立法目的がいかにかに正当であってもそれは十分に重大なものでなければならず』、かつ、それは、信教の『自由を過度に制約する方法で追求されてはならない』(つまり、『最も少ない制約手段によらなければならぬ』)。(Wooley v. Maynard, 430 U.S. 705 (1977))。「『非常に重大な公益に資するためにその規制が必要であること』と、『その規制が最も穏便にその目的を達成するものであること』を、国は立証しなければならない。」(Widmar v. Vincent, 454 U.S. 263 (1981))。「宗教上の信条による行為に対して国が福祉の給付を与えない場合には、『厳格な司法審査』に服さなければならない。」(Hobbie v. Unemployment Appeals of Florida and Lawton & Company, 55 U. S. L. W. 4206 (1987))等。

6 宗教活動における「結社」の重要性

人々が信教の自由を享受しようとする場合に、同じ信仰を持つ者同士が集まり団体を作りその信仰を實踐していこうとすることは極めて自然で有効である。全ての信仰は、自由な社会にあっては、社会全体から見ればそれぞれ少数派で「変なもの」である。だから、信仰の自由の重要な態様の一つとして、同志が集まる宗教上の「結社の自由」が保障されてきた。従って、国家による教団の解散命令ということは、信仰者にとっては信仰の中心基盤を失うという死活的に重大な不利益であることは言うを待たない。

7 宗教法人に対する免税の意義

宗教法人として認証された場合には、その他の公益法人(学校、病院、慈善団体等)と同様に、免税の待遇を受けることになる。

これは、しばしば「金銭的な優遇」(特権)だとして、不当な逆差別ではないか?と言われることがある。しかし、免税の本質的機能は、金銭的な優遇ではなく、「宗教に対する政治権力の不介入」である。

合衆国最高裁で宗教法人に対する財産税免除の合憲性が確立された *Wake v. Tax Commission of the City of New York*, 397 U.S. 664 (1970)で、最高裁は、次のように述べている。「この免税は、財産税の賦課に本来的に内在する危険、つまり、課税をきっかけにしてその団体に政府が介入する危険を除去するものである。つまり、免税は、政府が宗教を監視する危険を予防する合理的で均衡のとれた対策である。この免税を、教会が遂行している社会福祉活動あるいは慈善活動(つまり「公益」活動)を理由に正当化する必要はない。そのような側面を重視することは、特定の社会福祉計画の意義に関して『政府による評価とその基準』を導入することになり、いずれ、政府の宗教に対する「中立性」の原則が後退し、つまり、『評価するために政府が宗教を監視する』ことにつながる。そして、『免税をなくしたら、それは、教会財産に対する課税評価等を根拠に、

宗教に対する政府による介入を拡大する傾向を生む』。だから、教会に免税を与えるという不変の慣行は、軽々しく除去されるべきものではない。これは、「あらゆる宗教的信条」の自由な遂行を助けるように作用している。」

このような本質に照らしても、宗教法人格の認証の取り消し（解散命令）は、軽々しく扱われるべきものではない。つまり、しばしば、「法人格を失っても、信者たちは任意団体として宗教活動を継続できる…」（光信一宏「42 宗教法人の解散命令と信教の自由」憲法判例百選 I [第5版]87頁）から問題ない or 困ったものだ、と言われることがある。しかし、解散させられた場合には、その任意団体としての新しい教団は、税務当局の監視下に置かれることになる。これは、宗教人にとっては、信仰そのものに対して大きな制約を課されることに等しい。いかなる人物や組織についてもその金の流れを見れば何をしているかが全て分かってしまう。だから、宗教団体にとって会計を公権力による監視下に置かれることは、信仰そのものを管理されることに等しい。しかも、これは「優越的人権」に対する制約である以上、重大な公益目的と公正な手続きなしに奪われて良いものではない。

8 宗教法人解散命令手続きは「厳格審査」であるべきだ

既に5で述べたように、アメリカ合衆国最高裁で確立された憲法判例として、信教の自由は「優越的人権」とされており、それを制約しようとする政府の行為は「厳格な違憲審査」に服さなければならない。これは、人間の本質が変わらない以上、わが国の憲法学説でも標準的な理解である。（樋口陽一「憲法」（第四版）144頁）

従って、国家が宗教団体に不利益処分を下そうとする場合には、①法律で定められた「正当な事由」（しかも特に高度の公益を守る理由）があり、かつ、②法律が定めた（厳重な）「適正な手続き」に従って、判断が行われなければならないはずである。（これは、日本国憲法の人権の手続規定の総則である31条の母法である合衆国憲法修正5条・14条に関する確立された運用原則である。（See, BLACK'S LAW DICTIONARY, fifth Ed. p.449.）

9 宗教法人法81条1項及び7項に定める手続きは違憲である

宗教法人法81条1項は、「裁判所は、左の各号の一に該当する事由があると認めるときは、所轄庁（文科省）、利害関係人もしくは検察官の請求により、又は職権で、宗教法人の解散を命ずることができる」と規定している。

そして、次に各号として、「一 法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと。」と規定している。その後の二から五号は、一号とは明らかに次元の異なる、法人が「休眠」か「変質」した場合の規定である。だから、これらの清算は国家による後見的行政手続で行われても原則として人権侵害の問題にはならないであろう。しかし、一号は、現に宗教活動を行っている宗教法人のいわば国家に

よる「取り潰し」に等しい手続きである以上、厳格な手続きによらなければならないはずである。

法令違憲と適用違憲

ここで、第一に問題にされるべき点は、条文上、「『法令』に違反して」とあって、「『刑事法』に違反して」となっていない事実である。これまでの、アメリカ合衆国（日本国憲法 20 条の母国）とわが国の確立された判例によれば、宗教法人は犯罪で有責にならない限り解散されることはない。それは、犯罪という当事者間で処分してはならない「最高度の公益」を侵害した場合には優越的人権である信教の自由の行使といえども許されない（赦されない）からである。他方、民事法上の不法行為の場合には当事者間で金銭等で責任を取るか、あるいは和解により処理して済む私益にかかわるものなので、公権力としては、優越的人権に譲るべき場合だからである。

したがって、この条文は、そもそも文言上、「過度に広範な規制」として違憲であるというべきものである。いわゆる「法令違憲」である。

ただし、この点に配慮して「法令」を「刑法」と狭く読む運用は可能である。それが、従来の政府見解であった。だから、それを行わない決定は「適用違憲」になるはずである。そういう意味で、3月3日に最高裁判所が下した決定は問題である。旧統一教会が宗教法人法に基づく文科省からの資料提出命令に従わなかったことに対する過料を争う裁判で、最高裁は、宗教法人法 81 条 1 項に規定された「法令違反」の「法令」には「民法」も含まれるという重大な判例変更を敢えて行った。これに従った 3月 25 日の東京地方裁判所の決定も問題である。

憲法 31 条に違反

これは、憲法 31 条（法廷適正手続きの保障）による、公権力が人権を制約しようとする場合には、予め法律で定められた「正当な理由」と「公正な手続き」によらなければならない…という要請の前半（「根拠」の問題）に違反しているといえる。

さらに、宗教法人法の法人解散手続きには、第二に、憲法 31 条の要請の後半（「手続き」の問題）に違反する点もある。

宗教法人法 81 条 7 項は、本条 1 項の宗教法人解散命令手続きは「非訟事件手続法の定めるところによる」と規定している。

これは、宗教法人の解散命令という「優越的人権の行使の存否に関わる重大な手続き」を、国家による裁判所を利用した「後見的行政手続き」で行おうとするものである。多言を要しないことであるが、憲法 31 条は、人権（今回は特に優越的人権である）を制約する場合には、予め法律で定められた「適正な」すなわち公正な手続きによることを保障しており、それを受けて、憲法 32 条は、誰であれ公正な裁判所における裁判を受ける権利を保障している。加えて、憲法 82 条は、「人権」が問題となっている裁判の「対審」は「公開」しなければならない…と命じている。

3月 25 日の東京地裁による解散決定に対して、旧統一教会は即時抗告を行った。しか

し、東京高等裁判所においても解散という終局決定が下された場合には、最高裁に対する特別抗告が行われている間も、原裁判の執行は停止されない。そこで、清算人が選任され、教会の財産はその管理下に置かれ、そして、そこに至った一連の流れの延長線上で、債務を弁済するために売却される可能性も大きい。その結果、教会員の信仰活動に必要な教会施設について、礼拝等のための使用が制約され、教団としての宗教活動はもちろん、個々の信者たちの信教の自由も著しく制約されることは必定である。まるで解体中の家に住んでいるような不自由極まりない状態になる。

国際人権規約と憲法 98 条 2 項に違反

ところで、国際人権規約 市民的及び政治的権利に関する規約（いわゆる B 規約）（1976 年発効、日本は 79 年に批准）18 条 1 項は、「すべての者は、思想、良心及び宗教の自由についての権利を有する。この権利には、自ら選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由並びに、単独で又は他の者と共同して、礼拝、儀式、行事及び教導によってその宗教又は信念を表明する自由を含む。」と規定している。

また、憲法 98 条 2 項は、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と規定している。

にもかかわらず、明らかに憲法 31 条に違反した根拠と手続きによる解散命令が、その効果として教会や礼拝堂の管理権ひいては所有権を移転して信者の使用を著しく制限しうるものである以上、それが、教会と信徒の宗教活動の自由を著しく制約するものであることは明白である。

だから、国家による、正当事由と適正手続に欠ける宗教法人格剥奪は、国際人権規約 B 規約 18 条 1 項と憲法 98 条 2 項に違反するとの批判を免れない。

憲法 32 条と 82 条に違反

また、憲法は、32 条で全ての人に対して「裁判所において裁判を受ける権利」を保障し、82 条で裁判の「対審と判決は公開の法廷で行うこと」を保障している。つまり、国民は、「権利特に人権の存否に関わる法律上の争訟」につき裁判所における公開・対審の裁判を受ける権利を保障されているが、裁判というものはそもそもその本質において「公正」でなければならず、その公正性を担保する中核的要素は、密室ではない「公開」された法廷における両当事者による「対審」である。

さらに、国際人権規約 B 規約 14 条 1 項はそもそも、「すべての者は、その刑事上の罪の決定、又は、民事上の権利及び義務の争いについての決定のため、法に基づいて設置された、権限のある、独立のかつ、公正な裁判所による公正な裁判を受ける権利を有する。」と規定している。これは、少なくとも、米、英、仏、独等の文明諸国に共通する原則である。さらに、この条約の条項に抵触する国家行為は、憲法 98 条 2 項が規定する日本国の「国際法誠実遵守義務」に違反する。

「裁判」の意味と非訟事件

ところで、憲法 82 条にいう「裁判」の意味について、一般に、民事・刑事の訴訟手続

きだと理解されており、非訟事件手続や国家による後見的な行政手続はそこに含まれないとされている。そして宗教法人法 81 条 7 項では宗教法人解散命令手続は「非訟事件手続」と規定している。しかし、今回、本件で争われている教団側の法益は本来いかなる裁判手続により有権的に判断されるべきか？が問題である。本件で争われている事実は、「旧統一教会は、解散に値する程の反社会的行為を行ったか否か？」であり、それは、当事者にとっては、「今後の信仰生活の存続」に関わる「法律上の争訟」であることは明らかである。

この点について、最高裁は、当事者の意思いかんにかかわらず、終局的に事実を確定し当事者の主張する権利義務の存否を確定することを目的とする「性質上純然たる訴訟事件」について必ず「公開」法廷における「対審」および判決によってなされなければならないことを確認している（最高裁大法廷判決昭和 35 年 7 月 6 日民集 14 卷 9 号 1657 頁）。

そこで、今回問題になっている、宗教法人法 81 条 1 項に定める解散命令に関する争いは、旧統一教会が「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」(1号)といった、法律が定めた具体的要件について事実を認定し、法令を解釈・適用して、解散すなわち認証されていた法人格を剝奪して、教会が所有する施設等の財産の管理権ひいては所有権を移転して精算させるという権利関係を有権的に変更して教会員の信仰生活全般つまり人生そのものの変更を強いることに関する争いである。だから、それを純然たる非訟事件だとすることには固より無理がある。とりわけ、信教の自由が「優越的人権」であり、教団の解散（宗教法人格の剝奪）が、教会および信徒たちにとってはその信教の自由を致命的に毀損するものであることに照らせば、これは、むしろ「純然たる訴訟事件」として扱われるべきものと考えの方が自然であろう。

しばしば非訟事件と訴訟事件の区別は困難だと言われる。しかし、それは明確であり、立法上の形式的な区別に関わらず、そこにおいて侵害が問題になっている法的利益特に人権の実態に即した手続きこそが、憲法に明記された裁判を受ける権利の保障にとって最適であるはずだ。

この点で参考になるものとして、行政罰である過料を科す手続きに関して最高裁で争われた事案がある。その際、最大決昭和 41 年 12 月 27 日民集 20 卷 10 号 2279 頁は、過料を科す作用は、国家のいわゆる後見的民事監督の作用であり、その実質において一種の行政処分の性質を有し、裁判所がこれを科す場合でも、純然たる訴訟事件としての性質の刑事制裁を科す作用とは異なるとし、不服申し立てについて非訟事件手続法の定めによる即時抗告の手続きによらしめることも「きわめて当然である」とした。

しかし、過料がそれを科された者に対する国家による法的・経済的制裁であることからすれば、「その決定に対し不服を申し立てる場合には、そのような争訟は、結局において法律上の争訟であり、最終的には純然たる訴訟事件として処理すべきもので・・・憲

法 32 条、82 条（公開法廷における対審の保障）は当然・・・適用せらるべきで・・・これが終始非訟事件として、その救済方法について、非訟事件手続法による即時抗告（その決定に対しては特別抗告）の方法のみしか認めず、これにより、最終的に不可抗争の状態となるものとされている点において、右非訟事件手続法の規定は、憲法の前記法条に違反するものといわざるを得ない。」とする入江俊郎裁判官の反対意見にこそ理があると言えよう。

この反対意見の立場については、憲法学の有力学説も支持している（佐藤幸治「日本国憲法」608 頁、樋口陽一「憲法」142 頁）。特に今回の事例は、国家による後見的監督を受けるというよりも、むしろ当事者が優越的人権について国家権力と対峙させられている場合である点を見落としてはならない。

実際に起きた弊害と法の支配

しかるに、宗教法人法 81 条 7 項は宗教法人解散命令手続きを非訟事件手続法によると規定して非訟事件手続法 30 条はその手続きを「非公開」だと定めている。その結果、現に、今回の地裁における手続に際して、文科省から証拠として提出された（旧統一教会にとって不利になる）陳述書の中に明らかに捏造されたと思われるものが複数あったという批判が当事者から出てきている。それは、いずれ記録が閲覧されて明らかになることではあるが、それでも、それが教会の解散手続きが開始され教会が機能不全に陥った後に明らかになったのでは遅すぎて意味がない。既に被害が生じてしまっているはずだからである。信じがたいことではあるが、もしも非訟事件手続の本質的欠陥（つまり非公開）に由来する「証拠の捏造」が事実だとすれば、それに基づいて裁かれた旧統一教会とその会員たちは、いわば「非公開の密室審判（行政手続）により解散させられた現代の『魔女狩り』」の被害者だということになる。これは、法の支配と司法制度に対する信頼まで毀損することになりかねない。

このような事態は、憲法上の原則通りに公開・対審裁判が保障されていれば当然に防げたことで、それにより、司法に対する信頼も毀損されずに済むはずであった。

10 総括

地球上の生物の中で宗教を持っているのは人類だけである。

古来、宗教は国家権力を超えた主体への帰依をその本質とするために、国家権力との対立を招くことが多く、その故に、信教の自由は「あらゆる人権の先駆け」になったと言われてきた。

当人の人格の本質と尊厳に関わる宗教活動は、「その故に犯罪を行わない限り公権力による介入は許されない」という憲法原則が、自由民主主義諸国では確立されている。

今回、不可解な安倍晋三元首相の暗殺事件をきっかけに高まった「反・統一教会」という世論に押されるように、岸田首相（当時）は同教会の解散命令を裁判所に請求し、東京地裁は本年 3 月 25 日に解散命令を決定した。教会は現在、東京高等裁判所に抗告中

である。

それにしても、この過程で、国家による多くの違憲な決定が重ねられてきた。

まず、自由民主主義諸国で等しく確立されている憲法理論として、信教の自由はいわゆる「優越的人権」で、それを国家が規制せざるを得ない場合には、「重大な公益に対する侵害（要するに「犯罪」）を行ったという事実」があり、その害悪を除去するために「最も弾圧的でない手段」しか行使してはならない…という「厳格違憲審査」の原則がある。この点で、旧統一教会は、無差別殺人を実行して解散を命じられたオウム真理教とは異なり犯罪は行っておらず、献金を巡るトラブルで、かつて 32 件の民事訴訟で敗訴して既に責任を取っている。それに加えて、プロの脱会指導業者の下で訴えてきた元信者の心の平和を考えて返金した事例まで合わせて、『法令に違反して著しく公共の福祉を害した』と認定されて解散を命じられてしまった。しかし、これは明らかに「過剰（overbroad）な規制」である。和解に応じて解決済みの事実についてまでさらに法的責任を取らされるとは、一体どういう理論的根拠があるのか？が示されていない。

宗教法人法 81 条 1 項には、「『法令』に違反して著しく公共の福祉を害した」場合には解散を命じることができる…と書かれているが、これでは、条文上、「違法」になる行為の概念が広すぎてまるで国家が作った「落とし穴」のようで、典型的な「過度に広範な規制」である。これは条文自体が違憲ないわゆる「法令違憲」である。

さらに、この条文の『法令』という文言を『刑法』と狭く読む解釈・運用もできるはずであるが、あえてそれをしなかった岸田内閣による「有権解釈の変更」とそれに従った司法府の決定は、明らかにいわゆる「適用違憲」である。

加えて、この宗教法人の解散を決定する手続きには、構造上の重大な欠陥がある。

宗教法人法 81 条 7 項は、この手続きは「非訟事件手続法」で行うと規定している。これは、要するに、宗教法人の解散命令は、離婚に伴う婚姻費用の分担の決定等のように、国家による「後見的監督」（つまり、後ろ盾になり『保護』する行政作用）により紛争を予防・解消する手続きが相応しい…という立法政策によるものである。

しかし、今回の宗教法人解散命令の決定過程は、その本質において「後見」などというものではない。つまり、各自の良心に従い、犯罪も行わずに信仰生活を続けてきた旧統一教会の会員にとっては、自分たちの人生の基盤そのものである教会が、今回、国家により「取り潰される」に等しい状況に追い込まれている。その結果、解散になれば、信徒たちは、社会的なレッテルを貼られ、教会の財産（礼拝堂や活動資金等）は国家が任命した清算人の管理下に入ることになる。つまり、信者たちの生活の土台が国家の管理下で解体される手続きが今、進行しているのである。

この関係は、非訟事件手続の本質である国家による「後見的監督」などではない。まさに、教会と信者にとっては、己の良心の故に国家から「疑われ」「追いつめられ」「生き方の変更までを強いられている」わけで、この状況は、「国家からいわば『襲われた』国民による国家を相手にした人権闘争」そのもので、法的紛争（典型的な『法律上の争訟』

つまり「訴訟」)である。だから、これは「非訟事件」などではない。

そうであるならば、教会側としては、憲法 32 条が全ての人に保障している「公正な裁判を受ける権利」を正当に行使すべき時である。

それはまず、32 条の総則である 31 条が保障する「法定適正手続」が保障されたものでなければならない。つまり、予め法律で定められた「正当な理由」と「公正な手続」なしに人権は奪われない…という保障である。

さらに、その「公正な裁判」とは、憲法 76 条 3 項で独立性が保障された裁判官による、憲法 82 条が保障する『公開』法廷における『対審』のことである。

現に、今回の非公開手続きの具体的な弊害として、解散命令を求める国側（文科省）から旧統一教会の悪質性を立証する証拠として提出された複数の陳述書が捏造されたという抗議が、教会側弁護士から出ている。それは、非公開の法廷における反対尋問で明らかにされた事実であるが、そのような重大な事実も、非公開で主権者国民による監視が届かない密室内で、無視されたまま、国家による教団解体の手続きが進んでいる。

このような違憲な手続きによる国家権力の行使は、日本国憲法の下では、旧統一教会に限らず、「だれに対してであれ」許されてはならないはずである。

結び

以上、改めて指摘しておくが、今、日本国の法廷で進行している旧統一教会解散命令の確定に向けた一連の法手続きは、次の違憲性を帯びている。

つまり、信教の自由という優越的人権（憲法 20 条）に対する制約として、事前に法定された「高度な正当理由」と「適正な手続き」がなく、それは、憲法 31 条（法定適正手続きの保障）、32 条（公正な裁判の保障）、82 条（公開・対審の保障）に違反しており、さらに、国際人権 B 規約 18 条 1 項（宗教の自由）および 14 条 1 項（公正な裁判を受ける権利）すなわち憲法 92 条 2 項（条約順守義務）にも違反している。

従って、この一連の手続きは違憲で、無効である（憲法 81 条[違憲審査権]、98 条 1 項[最高法規]）。

以上

参考文献：

佐藤幸治「憲法」[第三版]

樋口陽一「憲法」[第四版]

小林節「アメリカ憲法における「宗教」概念」法学研究 62 巻 2 号（1989 年 2 月）

小林節「アメリカ憲法における信教の自由」法学研究 62 巻 3 号（1989 年 3 月）

小林節「アメリカ憲法における政教分離の法理」法学研究 62 巻 4 号（1989 年 3 月 4 月）

小林節「『宗教』という不可解なもの」月刊日本 2023 年 3 月号

小林節「国家権力 介入してはならない」朝日新聞 2023 年 5 月 5 日

小林節「旧統一教会に解散命令が下った」月刊ベルダ 2025 年 6 月号

Patricia Duval, Japan: Betrayal of The International Community, Elimination of Religious Minorities in the name of “Public Welfare”, 11 March 2025

以上